



埼玉県報

第 742 号
令和 8 年(2026 年)
8 月 4 日
火曜日

目 次

規則

- 埼玉県財務規則の一部を改正する規則（出納総務課）

告示

- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- パソコン接続用外付け液晶モニター（20～22 インチ）（西部・北部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- パソコン接続用外付け液晶モニター（20～22 インチ）（東部・南部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- パソコン接続用外付け液晶モニター（23～24 インチ）（西部・北部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- パソコン接続用外付け液晶モニター（23～24 インチ）（東部・南部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- U S B－C ハブに関する落札者等の公示（入札課）
- 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部を改正する条例附則第七項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例による改正前の埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例第二十八条第一項の規定に基づく土砂搬入禁止区域の指定（秩父環境管理事務所）
- 埼玉県警察セキュアモバイルシステム機器等の賃貸に関する落札者の公示（会計課）
- 県道加須鴻巣線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道加須鴻巣線の供用の開始（行田県土整備事務所）

規 則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年八月四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第六十号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の二の次に次の一条を加える。

（特定歳入等）

第四十二条の三 法律第二百四十三条の二の七第二項の規定により特定歳入等として知事が定めるものは、次のとおりとする。

- 一 分担金
- 二 負担金
- 三 使用料
- 四 手数料
- 五 財産収入
- 六 寄附金
- 七 諸収入（預金利子及び利子割精算金収入を除く。）
- 八 歳入歳出外現金

第二百四十四条中「第二百四十三条の二の八第一項」を「第二百四十三条の二の九第一項」に改める。

第二百五条第一項中「第二百四十三条の二の八第一項各号」を「第二百四十三条の二の九第一項各号」に改め、同条第二項中「第二百四十三条の二の八第三項」を「第二百四十三条の二の九第三項」に改める。

附 則

この規則は、令和八年九月二十四日から施行する。

告 示

埼玉県告示第五百四十六号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百十四条、第一百七十七条第一項及び第一百八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和八年八月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 試験種目

第四回二等陸・海・空士（任期制自衛官）採用試験

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しない者

三 応募者の受付

イ インターネットによる場合

自衛官募集ホームページ（<https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/>）において受け付ける。

ロ 郵送又は持参による場合

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所において受け付ける。

四 募集期間

令和八年八月十二日（水）から令和八年九月三日（木）まで

五 試験科目

イ 筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

ホ 経歴評定

六 試験期日

イ 筆記試験及び適性検査（Web試験方式）

令和八年九月十六日（水）から同月二十日（日）までのうち任意の一日

ロ 口述試験及び身体検査

令和八年九月二十五日（金）から同月二十七日（日）までのうち一日を指定

七 試験場の位置及び名称（口述試験及び身体検査）

埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十一七

陸上自衛隊大宮駐屯地

八 採用予定時期

イ 令和八年十一月下旬の指定する日

ロ 令和九年三月下旬から同年四月上旬までのうち指定する日

九 自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階

自衛隊埼玉地方協力本部

（電話〇四八―八三一―六〇四三）

（ウェブページ <https://www.mod.go.jp/pco/saitama/>）

（電子メール hql-saitama-pco@inet.gsdf.mod.go.jp）

ロ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

（電話〇四八―六五一―二四二〇）

ハ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

（電話〇四―二九二三―四六九一）

ニ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

（電話〇四八―四六六―四四三五）

ホ 埼玉県熊谷市筑波二丁目九十八番地駅前パールビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

（電話〇四八―五二二―四八五五）

ヘ 埼玉県秩父市大野原四百九十一番地一関東森林管理局埼玉森林管理事務所内

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

（電話〇四九四―二二―六一五七）

告 示

埼玉県告示第五百四十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年八月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

パソコン接続用外付け液晶モニター（20～22インチ）（西部・北部地区） 2,793
台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部 I C T 教育推進課 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁
目 15 番 1 号

3 落札者を決定した日

令和 8 年 5 月 26 日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社日本ビジネス開発 大阪府大阪市西区江戸堀 1 丁目 18 番 11 号

5 落札金額

28,131,785 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和 8 年 4 月 7 日

告 示

埼玉県告示第五百四十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年八月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

パソコン接続用外付け液晶モニター（20～22インチ）（東部・南部地区） 3,297
台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部 I C T 教育推進課 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁
目15番 1 号

3 落札者を決定した日

令和 8 年 5 月 26 日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社日本ビジネス開発 大阪府大阪市西区江戸堀 1 丁目18番11号

5 落札金額

32,858,265円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和 8 年 4 月 7 日

告 示

埼玉県告示第五百四十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年八月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

パソコン接続用外付け液晶モニター（23～24インチ）（西部・北部地区） 2,127
台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部 I C T 教育推進課 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁
目 15 番 1 号

3 落札者を決定した日

令和 8 年 5 月 26 日

4 落札者の氏名及び住所

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 東京都江東区豊洲 2
丁目 2 番 1 号

5 落札金額

23,930,451 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和 8 年 4 月 7 日

告 示

埼玉県告示第五百五十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年八月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

パソコン接続用外付け液晶モニター（23～24インチ）（東部・南部地区） 2,814
台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部 I C T 教育推進課 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁
目15番 1 号

3 落札者を決定した日

令和 8 年 5 月 26 日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社日本ビジネス開発 大阪府大阪市西区江戸堀 1 丁目18番11号

5 落札金額

24,785,255円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和 8 年 4 月 7 日

告 示

埼玉県告示第五百五十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年八月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

ＵＳＢ－Ｃハブ 10,098個

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部ＩＣＴ教育推進課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和8年5月26日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社電池屋 東京都渋谷区笹塚3丁目33番3号

5 落札金額

10,996,722円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和8年4月7日

告 示

埼玉県告示第五百五十二号

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部を改正する条例（令和七年埼玉県条例第十号）附則第七項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例による改正前の埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十四号）第二十八条第一項の規定により、土砂搬入禁止区域を次のとおり指定した。

令和八年八月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 土砂の搬入を禁止する期間

令和八年八月十一日から令和九年二月十日まで

二 土砂の搬入を禁止する土地の区域

埼玉県秩父市田村字上ノ台七百八十八番一、七百八十九番一、七百八十九番二、八百二十六番、八百二十七番、八百二十八番二、八百二十九番、八百三十四番四、八百三十六番一、八百三十六番二、八百三十六番三、八百三十六番十七、八百三十八番、八百三十九番一、八百三十九番二、八百三十九番三、八百三十九番四、八百四十四番、八百四十五番、八百四十六番一、八百四十六番二、八百四十七番一、八百四十七番二、八百四十八番、八百四十九番及び八百五十番、同字上ノ台七百八十八番一地先から同字上ノ台八百四十八番地先まで及び同字上ノ台八百三十九番一地先から同字上ノ台八百四十九番地先までの道路敷並びに同字上ノ台七百八十八番一地先から同字上ノ台八百四十八番地先まで及び同字上ノ台七百八十九番一地先から同字上ノ台八百四十七番一地先までの水路敷並びに同字諏訪平千八百三番の土地

告 示

埼玉県告示第五百五十三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年八月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県警察セキュアモバイルシステム機器等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和8年6月16日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

948,788,280円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和8年4月21日

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年八月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年八月四日

埼玉県行田県土整備事務所長 柴 崎 進 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 加須鴻巣線
- 三 道路の区域

旧 新 別	旧 A	新 A	旧 B
区 間	加須市下崎字西ノ谷裏三四七番 七地先から 加須市下崎字西ノ谷裏五五番地 先まで		加須市下崎字鉾木三六〇番一 地先から 加須市下崎字鉾木三七五番二 地先まで
敷地の幅員 (メートル)	一一・九五〃 一五・七一	一三・七〇〃 一五・七一	九・〇〇〃 一六・〇〇
延 長 (メートル)	一一一・四二		七七・五〇
備 考			

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年八月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年八月四日

埼玉県行田県土整備事務所長 柴 崎 進 一

路線名	加須鴻巣線
供用開始の区間	加須市下崎字西ノ谷裏三四七番七地 先から 同市下崎字西ノ谷裏五五番地先まで
供用開始の期日	令和八年八月四日
備 考	令和八年八月四日付け行田県土整備事務所長告示第八号 で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二・一・四二メートル